

やまなし働き方改革推進協議会設置要綱

1 目的

少子高齢化の進展や人口減少社会を迎え、今後とも我が国経済社会が活力を維持していくためには、誰もが意欲と能力に応じて安心して働くことのできる「全員参加の社会」の実現が必要である。

また、働き方改革等の課題について、地方創生やワーク・ライフ・バランスの視点も踏まえながら、各地域で地方公共団体や労使を交えて話し合う場を設置することが求められている。

このような中、平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」により改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第10条の3において、中小企業における取組が円滑に進むよう、国は関係者により構成される協議会の設置等に努めるものとされた。

このため、山梨地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進、若者や非正規雇用者を始めとする労働環境や処遇の改善（正社員化を含む。）、女性の活躍推進等に向けた機運の醸成を図るため、労働施策の重要課題について地域の関係者（政労使団体代表等）と幅広く情報共有、意見交換を行う「やまなし働き方改革推進協議会」を設置する。

2 構成団体

山梨県経営者協会
山梨県商工会議所連合会
山梨県商工会連合会
山梨県中小企業団体中央会
日本労働組合総連合会・山梨県連合会
山梨県
甲府市
山梨労働局
公益財団法人やまなし産業支援機構
関東経済産業局
山梨産業保健総合支援センター
山梨県社会保険労務士会
山梨中央銀行
山梨県信用金庫協会
山梨県信用組合協会
※必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

3 実施内容

- (1) 長時間労働の抑制・年次有給休暇の取得促進等の働き方の見直し
- (2) 非正規雇用労働者の処遇改善（正社員化を含む）
- (3) 女性の活躍推進
- (4) 中小企業・小規模事業者への支援
- (5) その他

4 事務局

本協議会の庶務は、山梨労働局雇用環境・均等室において処理する。

5 附則

- (1) 平成28年1月15日から適用。
- (2) 平成30年2月1日改正。
- (3) 平成30年7月24日改正。
- (4) 平成31年3月7日改正。